

補助対象経費

◎補助対象経費は、原則として次の表の「費目」の欄に掲げる経費であって、事業実施のために直接必要となるものです

費目	経費の具体例
賃金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金
報償費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品の購入等
旅費	研修会等の講師招へい、先進地視察、研修会等参加のための旅費
需用費	消耗品費(単価が5万円未満の物品購入など)、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、自動車等のレンタル料、機器等のリース料等
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

・領収書により支出が確認できない等、使途が不明なものについては補助の対象になりません。(実績報告提出の際には、領収書写し等の添付が必要となります。)

・上記にかかわらず、以下の経費は、補助対象経費から除きます。

- ・役員報酬に要する経費
- ・土地の購入に要する経費
- ・資格の取得に要する経費
- ・販売を目的としたものに係る経費

・経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外の経費であっても補助対象経費となる場合があります。(詳しくは、男女参画・県民協働課へお問い合わせください。)